

東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関する検討会

報告書概要

1 背景

作業員の長期的な健康管理のため、原子力災害対策本部における「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」（平成23年5月17日取りまとめ）に「緊急作業に従事した全ての作業員の、離職後を含めて長期的に被ばく線量等を追跡できるデータベースを構築し、長期的な健康管理を行うこと」等が示された。

厚生労働省では、平成23年6月に「東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関する検討会」を設置し、本件について検討を行った。

2 基本的な方針

(1) データベースの構築

データベースは、氏名、住所、所属事業場等の個人識別情報、緊急作業に従事する前及び従事した後も含めた被ばく線量、緊急作業での作業内容、健康診断結果等の健康状態に関する情報等を登録できるとともに、労働者本人が自らの情報を参照できる仕組みとする。

(2) 長期的な健康管理の在り方

緊急作業従事者を対象に、事業者が、被ばく線量に応じた検査等を実施する。ただし、離職した緊急作業従事者等については、国が健康相談、保健指導、被ばく線量に応じた検査等を実施する。

(被ばく線量に応じた具体的実施事項)

- 全ての緊急作業従事者に実施（登録証を交付）
 - ・ 法令に基づく健康診断を実施
 - ・ メンタルヘルスケアも含めた健康相談、保健指導を実施
- 50mSv を超える緊急作業従事者に実施（手帳を交付）
 - ・ 上記に加え、白内障に関する眼の検査を実施
- 100mSv を超える緊急作業従事者に実施
 - ・ 上記に加え、甲状腺の検査、がん検診（胃、肺、大腸）を実施